

上場株式等の軽減措置の2年間延長。

	現行制度	改正案
非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA) (下図参照)	平成24年1月導入	平成26年1月導入
上場株式等の配当及び譲渡所得等に係る税率20%(所得税15%・住民税5%)を軽減税率10%(所得税7%・住民税3%)とする措置	平成23年12月まで	平成25年12月まで
上場株式等の株主等で、発行済株式数の総数に占める割合が一定の場合、その受ける配当等については総合課税とされます。	その割合を5%以上とする	その割合を3%以上とする

< 非課税措置のイメージ(改正前) >

